



問. 今回のFATF 10月会合で日本の第三次相互審査フォローアップからの卒業は決定されたのか。

(答)

- 10月19日～21日に開催された  
FATF全体会合では、日本の取組の進捗として、一昨年の臨時国会で成立した改正犯収法が本年10月1日に施行され、改正テロ資金提供処罰法、国際テロリスト財産凍結法も含め、マネロン・テロ資金対策3法が全て施行されたことについて報告した。
- こうした進捗が評価され、日本の第三次相互審査フォローアップからの卒業が決定された。

(参考1) FATF相互審査の概要

第三次対日相互審査は、2008年3月に現地調査が行われ、2008年10月の全体会合において報告書が採択された。各国は相互審査終了後、未達成の勧告の改善状況についてフォローアップの審査を受ける仕組みとなっている。



(参考2) 一昨年の臨時国会で成立したマネロン・テロ資金対策3法

①改正テロ資金提供処罰法【法務省】

※2014年12月11日施行

テロ行為に対する資金支援だけでなく、物質的支援（アジト提供等）等も処罰対象にする。

②国際テロリスト財産凍結法【警察庁】

※2015年10月2日に政省令公布、同年10月5日施行

国際テロリズム関係者の財産の国内における移動を防止するための措置を講ずる。

③改正犯罪収益移転防止法【警察庁】

※2015年9月18日に政省令公布、2016年10月1日施行

金融機関等による顧客管理の内容を充実させる（継続的な顧客管理、法人顧客の実質支配者の確認等）。

(参考3) FATF全体会合の結果 平成28年10月19日(水)於：仏・パリ

＜日本の審査セッションの模様等＞(P)

- 審査セッションに先立ち、FATF議長、事務局、全FATF加盟国に対し、日本の進捗状況を報告するとともに、日本の卒業への支持を要請。
- 本会合において、日本（田中審議官）から、①一昨年成立したFATF関連3法のうち、未施行であった改正犯収法（本年10月）が施行されたこと、②パレルモ条約については早期締結に向けた努力を継続していること、③不備を指摘された重要勧告はいずれも対処・改善とのFATF事務局の評価を得ていること、④これらの状況を踏まえ、今回10月会合においてフォローアップからの卒業を申請する旨、報告。
- FATF議長をはじめ、多くの加盟国が、日本の取組を歓迎するとともに、フォローアップから卒業することが承認された。



更問1. パレルモ条約の国内担保法が整備されていなくても、フォローアップから卒業できたのはなぜか。

(答)

○ パレルモ条約締結も卒業の重要な要素とされていたことは事実だが、

① 改正犯収法の10月1日施行をもって、マネロン・テロ資金対策に関する3法が全て施行されたことに加え、

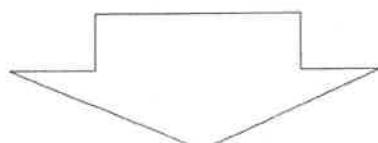
② 刑事共助条約締結数の増加、

③ 海外の権限ある当局との情報交換枠組みの推進等、

日本の取組が認められ卒業できたところ。

他方、卒業にあたっても、パレルモ条約については、引き続き早期の締結が求められている。

○ さらに、2019年に予定されている第四次相互審査にあたっても、パレルモ条約の国内担保法の整備及びその実施状況が審査



(次頁あり)



の対象となっており、この点からも早期の対応が必要である。

(参考) 海外との捜査協力の円滑化

- 2008年の相互審査以降、我が国は二国間の刑事共助条約及び協定を新たに複数締結。我が国に対する共助要請の約80%がこれらの二国間の刑事共助条約及び協定によりカバーされている（相互審査が行われた2008年当時は約40%）。
- これらの国からの要請については、外交チャンネルを用いることなく速やかに共助要請を行うことができる。
- 現在締結している刑事共助条約及び協定は下記の通り。
  - 一日米刑事共助条約 (2006年7月発効)
  - 一日韓刑事共助条約 (2007年1月発効)
  - 一日中刑事共助条約 (2008年11月発効)
  - 一日香港刑事共助協定 (2009年9月発効)
  - 一日EU刑事共助協定 (2011年1月発効)
  - 一日露刑事共助条約 (2011年2月発効)



## 更問2. パレルモ条約の国内担保法を今臨時国会に提出するつもりか。

(答)

- パレルモ条約の締結については、FATF  
からも引き続き早期の対応を求められている。  
他方、国内担保法案については、法務省を中心  
にその在り方を慎重に検討していると承知  
している。

(参考1) パレルモ条約締結のための法整備の意義

パレルモ条約は、国際的な組織犯罪に効果的に対処するため、各国が刑事司法制度を整備・強化し、国際協力を推進することを目的に、国連において採択された条約。

パレルモ条約の国内担保法は、腐敗対策に関する内容を含んでおり、国連腐敗防止条約を担保するものもある。また、パレルモ条約を締結しなければ、人身取引議定書等の関連議定書を締結できない。

したがって、パレルモ条約を締結するための法整備は、組織犯罪対策のみならず、腐敗防止対策、人身取引対策等に資するもの。

(参考2) 菅官房長官記者会見 抜粋 (2016年9月16日午前)

まず、政府の基本方針ですけども、国際組織犯罪防止条約、これを締結をして、国際社会と協調しながら組織犯罪と闘うことは、これは重要な課題であるというふうに思っています。条約の締結に伴う法整備については、これを進めていく必要がある、特に昨今のテロ事案等を考えたときに、ここはしっかりとあるべきだというふうに思っています。これまで、世界を見てみると187の国で締結をし、G7の中で我が国だけこれ締結しておりません。ただこの条約締結のための法案については、その在り方というものも、かつて国会の場の中で、いろんなあり方を慎重に検討すべきだという議論があったということも事実でありますので、そうしたことを踏まえた上



で、国会に提出するという時期については、何も今度の臨時国会で提出するなんてことは全く一言も言ってたことはなかったということもこれ事実であります。ただ現状を考えるときに、やはり 187 の国と地域がこの締結し、G7 の中ではわが国だけが締結していないわけでありますから、そうしたテロ防止のために、こうしたことの必要性というのは十分に私ども認識をしておりますので、そういう中で、臨時国会提出予定法案の中には今回は入ってません。

